

長野県地域医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第1項の規定により、本県における医師の確保・定着及び地域医療の充実を図るための対策について検討・協議等を行う長野県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議等を行うものとする。

- (1) 地域医療を担う医師の養成・確保に関すること。
- (2) 医師の地域的偏在の是正に関すること。
- (3) その他地域医療の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の管理者その他の関係者をもって組織し、委員は21名以内で知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 国立大学法人信州大学
- (3) 臨床研修指定病院
- (4) 民間病院
- (5) 市町村
- (6) 住民を代表する団体等
- (7) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前委員の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、副会長は会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課に協議会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年9月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成 23 年 7 月 21 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 25 年 7 月 21 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 27 年 7 月 21 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。